

## 水戸市ネーミングライツの提案募集に関する要項

### 1 提案募集の目的

水戸市では、これまで複数のスポーツ施設において、企業名を冠した通称を付与し、命名権者（以下「スポンサー」という。）から、その対価を得るネーミングライツ（施設命名権）の導入を進めてまいりました。

当初は、あらかじめ市で施設を特定してスポンサーを公募する方式によっていましたが、これに加え、現在は実施施設を拡大し、市有財産の有効活用に資することを目的として、ネーミングライツの取得を希望する企業等から、対象とする施設の提案を広く募集する「提案方式」も導入しています。

提案を踏まえて、ネーミングライツの導入を決定した施設については、機会均等の確保等の観点から、改めて公募を行い、応募のあった複数の者のうちから、スポンサーを決定することとします。

### 2 提案募集及び公募の概要

#### (1) ネーミングライツに基づく名称及びスポンサーのメリット

ネーミングライツに基づき、スポンサーが命名する施設の名称は、通称であり、条例等で定める正式名称を変更するものではありませんが、市において積極的に通称を使用することにより、スポンサーの社名や商品名等の宣伝効果や、地域・社会貢献に伴う企業イメージの向上等が期待できます。また、市との協議により、施設内への商品の展示や広告の掲示等が可能となる場合もあります。

#### (2) 提案の対象施設

提案の対象は、市が所有する施設（スポーツ施設、文化施設、集会施設、公園など）とし、その一部分（建物、ホール、広場等）を対象とした提案も可能です。

ただし、次のいずれかに該当する施設は、対象外とします。

- ア ネーミングライツを既に導入している<sup>注</sup>若しくは導入を予定している施設、又は過去にスポンサーの公募を実施した施設
- イ 市が執務を行うことを主体とする庁舎等、行政の公平性、中立性を損なうとの誤解を受けるおそれが大きい施設
- ウ 既存の名称（通称を含む。）が市民公募による決定や、特に市民に親しまれ定着しているなどにより、市民生活に誤解や混乱が生じるおそれが大きい施設
- エ 歴史に由来する固有の名称等、施設の名称の設定に特段の経緯、理由がある施設
- オ その他通称を付与することが適当でないと市が判断する施設

**【対象外となる施設の具体例】**

市役所本庁舎、常澄庁舎、内原庁舎、赤塚出張所、市民センター、市民会館、斎場、公園墓地、保健所、市道、市営住宅、消防署、学校、幼稚園、保育所、認定こども園等

注 ネーミングライツを既に導入している施設は、6ページの別表参照

(3) ネーミングライツ導入までの手順

提案からネーミングライツ導入までの手続の流れについては、以下のとおりとなります（別紙「提案募集によるネーミングライツ導入手続のフロー図」参照）。

ア 提案募集

提案募集に当たっては、募集期間（毎年度2・3月頃を予定）を設定しますので、期間内に提案してください。

イ 提案の採否の決定

提案があった場合、採否を決定の上、提案者に文書で結果を通知します。

ウ 公募による優先交渉権者の決定

提案を踏まえ、ネーミングライツの導入を決定した施設については、公募により優先交渉権者を選定しますので、提案者も改めて応募することが必要となります。市において、応募のあった通称の適否、契約金額、契約期間、スポンサーとして実施する独自の提案、経営状況等を総合的に勘案して、優先交渉権者を決定します。

エ 契約に向けた協議等

市と優先交渉権者は、通称の使用開始時期、表示看板・広告の設置、契約の解除等について協議し、合意に至った場合に、スポンサー契約を締結します。

なお、市とスポンサーの費用負担は、原則として次のとおりとしますが、施設の特性等に応じて、公募の際の募集要項において異なる定めをすることがあります。また、スポンサーが負担する費用は、契約金額とは別に負担していただくこととなります。

[費用負担区分]

区分	負担者
看板、案内表示等の変更及び原状回復	スポンサー
契約締結後に市が作成する印刷物や市ホームページの表示変更	市
上記のほか、通称への表示の変更及び原状回復に伴い発生する費用	スポンサー
契約解除に伴い発生する費用	スポンサー

**3 提案事項**

ネーミングライツの導入を希望する施設がある場合には、次に掲げる事項を指定の様

式により提案してください。

(1) 対象施設

ネーミングライツの取得を希望する施設を記載してください（上記2の(2)を参照）。

(2) 通称案及びその通称案とした理由

希望する通称案及びその通称案とした理由を記載してください。ただし、次のアからクまでのいずれかに該当するものは、通称として認めないものとします。また、契約期間中の通称の変更は原則としてできません。

なお、スポンサーの公募に際しては、通称に「水戸」の語句を含めること等の条件を付すことがあります。

- ア 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- エ 施設の設置目的、性質等に照らして、行政の公平性、中立性を損なうとの誤解を受けるもの又はそのおそれのあるもの
- オ 政治性又は宗教性のあるもの
- カ 社会問題その他についての特定の主義又は主張に当たるもの
- キ 個人の氏名
- ク その他、通称として使用することが適当でないと市が認めるもの

(3) 希望契約金額

年額（10万円以上（消費税及び地方消費税を除く。））を記載してください。

(4) 希望契約期間

希望契約期間については、施設の通称の短期間での変更に伴う利用者の混乱を避けるため、原則3年以上とします。また、年単位で記載してください。

(5) 希望する特典

ネーミングライツの取得に伴い、広告の設置など、スポンサーとして市に希望する特典がある場合には記載してください。

(6) スポンサーとして実施する独自の提案

対象施設の利用促進や魅力向上等に寄与するため、スポンサーとして実施する取組みについて独自の提案がある場合には、記載してください。（ネーミングライツ料に加え、物品や役務の提供も可能です。）

※提案内容を精査しネーミングライツ導入の可否を決定します。導入を決定した施設については、スポンサー公募のための募集要項を決定し、改めて公募を行います。

#### **4 提案の募集期間**

提案の募集期間は、令和8年2月2日（月）から令和8年3月31日（火）までとします。【当日消印有効】

#### **5 提案資格及び提案方法**

##### **(1) 提案資格**

提案の資格を有する者は、法人格を有する団体とします。ただし、次の事項に該当する場合は、提案することができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を制限されている者
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制される者
- エ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員等が代表者等（役員及び経営に事実上参加している者）となっている者又は同法に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有している者
- カ 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者
- キ 市から入札参加資格停止の措置を受けている者
- ク 市税その他の租税公課を滞納している者
- ケ 政治活動又は宗教活動を行う者
- コ その他、提案者として適当でないと市が認める者

##### **(2) 提案方法**

募集期間中に「ネーミングライツ提案書（様式第1号）」及び「ネーミングライツ提案に関する誓約書（様式第2号）」を下記の「問合せ・書類の提出先」に持参又は郵送にて各1部提出してください。

#### **6 留意事項**

- (1) 提出書類に虚偽の内容があった場合は、失格とします。

- (2) 提出書類は、原則として返却しません。また、情報開示請求があった場合には、水戸市情報公開条例に基づき開示することがあります。
- (3) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とします。
- (4) ネーミングライツ提案書が提出された場合、2か月程度で採否を通知する予定ですが、提案内容により、さらに時間を要することがありますので御承知おきください。

## 7 問合せ・書類の提出先

水戸市総務部財産活用課財産活用係（市役所本庁舎3階）

〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号

TEL：029-232-9135（直通）

FAX：029-224-1144

※ 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までを受付時間とします。

別表

水戸市におけるネーミングライツ導入の実績（令和8年1月1日現在）

施設名 【通称】	スポンサー	契約期間	年額 (税抜)	備考
市立競技場 【ケーズデンキスタジアム水戸】	(株)ケーズホールディングス	R7.4.1～R12.3.31 (5年間)	2,000万円	
市民球場 【ノーブルホームスタジアム水戸】	(株)ノーブルホーム	H30.6.29～R11.3.31 (約10年間)	1,500万円 H30のみ 1,000万円	
東町運動公園体育館 【アダストリアみとアリーナ】	(株)アダストリア	H31.4.1～R11.3.31 (10年間)	1,050万円	
青柳公園市民体育館 【リリーアリーナM I T O】	学校法人リリー文化学園	R6.4.1～R11.3.31 (5年間)	300万円	
市民会館 大ホール 【グロービスホール】	(株)グロービス	R5.4.1～R15.3.31 (10年間)	880万円	
市民会館 中ホール 【ユードムホール】	(株)ユードム	R5.4.1～R15.3.31 (10年間)	310.55万円	
笠原町下組第3児童遊園【アシスト笠原第3児童遊園】	(有)アシスト	R7.4.1～R10.3.31 (3年間)	10万円	